

「多数国間法定立行為としての宇宙基地 協定に関する一考察」

日本国平成国際大学助教授 斎藤 洋
평성국제대학법학부조교수 Saito, Horish

1. はじめに
 - (1) 宇宙法と国際法
 - (2) 本稿の目的
2. 宇宙基地協定の検討
 - (1) 二つの宇宙基地協定
 - (a) 1988年協定の特徴
 - (b) 1998年協定との主な相違点
 - (2) 開放系モデルによる宇宙基地協定の検討
 - (a) 開放系モデル
 - (b) 宇宙基地協定の検討
 - (3) 国際法学の基礎理論に対する若干の影響
3. 今後の課題

1. はじめに

(1) 宇宙法と国際法

本稿のテーマを論ずるにあたって、宇宙法と国際法との関係に言及しておかなければならない。つまり、当該テーマが国際法のテーマであり、宇宙法のそれではないという誤解を解消しておかなければならないからである。

宇宙法と国際法との関係については、大きく分けて2つの見解がある。まず宇宙法は現行国際法の一部であり決して独立した独自の法体系を有するものではないという見解である。例えば Bin Cheng 教授や G.H.Reynolds 及び R.P.Mergesの両教授などは、この見解を取っている(1)。

それに対して宇宙法を、国際法を基礎としつつもそこから独立した法分野(宇宙活動分野)に關する諸法規の總体と考える見解もある。

Bogaert教授や龍澤邦彦教授などの見解がこれに該当すると思われる(2)。

宇宙法を国際法の一部と捉えるならば、宇宙法上の問題は同時に国際法上の問題ともなる。この捉え方の有益な点は、宇宙法を国際法に對する特別法と位置付けたとしても、最先端の巨大科學技術を用いた人間活動の規制を兩法に共通する問題對象とすることができることである。もちろん兩者を異なる獨立した法体系と考えた場合でも、共通問題を對象とすることは可能であり、むしろ国際法で蓄積されてきた從來の枠組等に拘束されないという長所もある。

これらの見解については次の2点に基づいて選擇しなければならないであろう。

第一に宇宙憲章ともいわれている宇宙條約(3)がその前文において再三にわたり國連總會決議に言及し、並びに当該條約が「國連憲章の目的及び原則を助長するものであることを確信して」作成されたこと、また当該條約第3條(探査利用)では「條約の當事國は、國際連合憲章を含む國際法に従って、(中略)活動を行わなければならない。」と規定している。当該條約以後に締結された

宇宙諸條約はこの宇宙條約を前提

としているため、宇宙條約の目的や性質も他の條約に受け継がれていると考えられる。

第二に、宇宙科學技術がいわゆる「科學の制度化（体制化）」(4)として存在する点に留意しなければならない。ここで制度化というのは、一般的には「特定の専門的業務を行う組織体（システム）が社會の中に作られ、それが定常的に維持されるようになる状態」をいい、特に科學技術の分野に關していえば、「研究開發を専門的に行う組織体（システム）が社會の中に作られ、それらが定常的に維持されるようになる状態」を指す(5)。

より單純に言い換えるならば、一定目標を達成させるために國家（特に軍事分野）を中心に産業界も加わって科學技術およびその従事者を資金供与などの利得を与えることで再編成し、管理した状態を意味すると考えられ、同時に科學技術の従事者も、その状態から得られる利得を享受し続けるために自己の研究開發を維持・擴大し続けなければならない状態も作り出すのである。

この第一点と第二点とを合わせて考えると、宇宙活動もしくは宇宙開發が宇宙條約をはじめとする諸條約に基づいて行われており、また宇宙開發技術が地上における科學技術の制度化の具体的發現であることから、少なくとも現段階においては完全に獨立した法体系としての宇宙法が存在するとは考えがたく、加えて國際法の問題が即宇宙法上の問題となり、その逆も生じえることから、宇宙法を獨立性の高い分野と認めつつも國際法の一分野として理解したほうが現實に對する妥当性が高いと考えられ、ゆえに本稿では前者の捉え方を採用するものである。加えて兩者に生ずる問題も兩法上の問題となるのである。

（２）本稿の目的

以上を前提に、本稿は宇宙基地協定を素材として取り上げ、「科學技術の開放系モデル」を類推的に応用することで、ひとつの國際法制度の形成・成立を考察し、さらに國際法と国内法との關係という國際法学の基礎理論に對しても

少なからず影響を与え得ることを明らかにするものである。

そうすることで、国際法の一部としての宇宙法の有する意義も少なからず示せるものと考えられるからである。

2. 宇宙基地協定の検討

(1) 二つの宇宙基地協定

宇宙基地協定は1988年協定(6)と1998年協定(7)がある。後者は前者の加盟國政府にロシア連邦政府を新たに加えて改正したものである。

1988年協定は、アメリカのReagan大統領(当時)の呼びかけに応じて諸國家・機關が参加して作成されたものであるが、当初からアメリカ主導で推し進められたため、審議途中でアメリカとヨーロッパとの間で微妙な相違が生じた。これはもともとアメリカの友好國及び同盟國に對して、宇宙基地の開発及び利用に参加し、その利益を共有するという考えをアメリカが当初から有していたため、その他の國家の諸計畫との調整が生じたからである。

特に「宇宙基地の資金の80%がアメリカ政府によって出資されるので、[アメリカ]議會は、アメリカが宇宙基地の利益のほぼ80%を得ることを期待する」という下院委員會の見解が強く反映されたものとなった。これらの問題は結局は政治決着によって解決したのである(8)。

その後、東西冷戦の崩壊に伴い、かつ「宇宙空間での長期滞在と宇宙構築物に關する豊富なノウハウとデータを有するロシアを計畫に取り込むことの利点が認識され」(9)、ロシア連邦政府を加えて新たな協定を作成したが、前者の内容がアメリカに極めて有利であったのに對し、新しい協定は相当程度の修正が施されることになった。

(a) 1988年協定の特徴(10)

1988年協定の目的は、民生用宇宙基地に係る諸活動について参加主体間の長期的国際協力の枠組み確立することにある（第1條1項）といい、加えてここにいる参加主体とは各國政府を意味している（第3條b）。つまりこの段階においては具体的活動に言及するのではなく、当該活動を実施するにあたっての法的枠組みを設定するというのである。そのため参加主体は民間ではなく各國政府、実際にはNASA、ESA、MOSST、STA（日本國科學技術廳・当時/了解覺書第1條2）が宇宙基地という国際協力の実施についての責任を有する（第4條1項）ことになっている。したがって当該協定は、参加主体間の権利義務を含む協力について定め、また目的實現のための仕組み及び措置について定める（第1條1項）ことを規定範囲としている。

そこで法的枠組みの最初に宇宙基地の性格という問題が生ずる。協定規定によれば、当該基地は参加主体による国際宇宙基地複合体であるとされながらも、アメリカ合衆國の宇宙基地を中核として、他の参加主体は当該中核に付随する要素を提供するという性質を有する（第1條2項）と定められている。ただし付随要素といってもその登録に関しては宇宙物体登録條約(10)第2條に基づくのであり、また各参加主体が自己の登録要素と自國民たる基地上の人員に対して管轄權及び管理の權限を保持することは認められている。

しかし当該管轄權及び管理の權限の行使についての詳細は、宇宙基地協定、了解覺書及び關連規定に従う（第5條2項）ことになっており、上述のアメリカ合衆國と他の参加主体との具体的協力關係も各了解覺書に従う（第4條2項）と明記されているのである。

次に宇宙基地の運営については、2つの項目に分けられている。まず第1項目は、NASAを通じたアメリカ合衆國についてであり、アメリカはおよそ次の4つの責任を有する。

第一に、別段の定めがある場合を除いて、宇宙基地計畫に関する全体的な調整及び指示を行う責任、第二に、了解覺書及び實施取決めに従い、全体的なシ

システム・エンジニアリング及びシステム統合を行う責任、第三に、全体的な安全要求及び安全計画を設定する責任、第四に、有人本体及びプラットフォーム日常運用に関する指示及び全体的な計画立案を行う責任、以上を有する（第7條1項）のである。

第二項目は他の参加主体についてである。他の参加主体はこのようなNASAの全体的責任と兩立する範囲内で、了解覚書及び実施取決めに従って責任を有すること、および、NASA有人本体の日常運用に関する指示及び全体的な計画立案を支援する責任を有する（第7條2項）のである。この協力機関が運営組織に関する意見の一致に達せざる場合の意思決定の仕組みは、了解覚書で定めること（第7條5項）になっている。

さらに宇宙基地搭乗員についての行動規範は、了解覚書に従い、全ての参加主体が作成しなければならず、参加主体がその内部手続上政府による行動規範の受諾を必要とする場合は、当該搭乗員を提供する前に当該行動規範を受諾しなければならない。

また各参加主体は、当該搭乗員が行動規範を遵守することを確保しなければならない（第11條2項）のである。宇宙輸送、通信の利用及び宇宙基地データの地上への転送は、ともに関連する了解覚書・実施取決めに従って（第12條2項・第13條2項）行われなければならない。将来の宇宙基地の発展に関しては、宇宙基地協定（1988年協定）第7條に定めるアメリカ合衆國の全体的な計画責任との兩立を確保するため、当該追加發展の際にはアメリカ合衆國をその当事者に加えること（第14條4項、5項）が定められている。

また宇宙基地内における刑事裁判権についてであるが、アメリカ合衆國は、有人本体の要素に取り付けられた要素でアメリカ合衆國以外の参加主体が提供するものの上で行われるアメリカ合衆國以外の國の國民による違法な行爲であって、有人本体またはその搭乗員の安全を損なうものについて刑事裁判権を行使することができる（第22條2項）と明確に規定されている。

それではいかなる具体的な要素を各参加主体が提供するかを1988年協定の付屬書を見ると、宇宙基地専用の地上要素を共通する提供要素として、アメリカ

合衆國の提供要素は、居住棟を含む宇宙基地の基盤要素、有人本体の實驗棟、有人本体の取付型搭載物の装着設備、極軌道プラットフォームであり、欧州諸國政府の提供要素は、有人本体の取付型圧棟、有人支援型フリー・フライヤー、極軌道プラットフォーム、日本政府の提供要素は、有人本体の日本實驗棟、カナダ政府の提供要素は、移動型サービス施設、当該施設の保守整備及び特殊目的精密マニピュレーターであり、基地の中核を占めることになるアメリカ合衆國政府の提供要素が壓倒的に多いことが分かる。

そこでさらに宇宙基地協定を大枠として、各了解覚書に具体的に定められたNASAと他の参加主体の関係について、日米了解覚書(12)を例に取り上げると、次のような特徴を指摘することができる。まずこの了解覚書は日米間協力の基礎を提供することを目的としており、特に宇宙基地の運用及び利用における各参加機関の役割及び責任を詳細に定め、また、宇宙基地の運用及び利用の実施に関する効果的な計画立案及び調整を確保するために必要な運営の仕組みを確立し、加えて、利用者及び運用者にとって安全で効率的かつ効果的な方法による宇宙基地の運用を確保する仕組みを提供することである(第1條3項)。

また宇宙基地の要素に関して、NASAは、宇宙基地を全体として支援するために宇宙基地管制センター、搭載物運用統合センター、サブシステムの試験設備ならびに補給支援及びソフトウェア開発に関連する要素を含む宇宙基地専用の地上要素を提供する(第3條5号a)と定められている。運用について、NASAの宇宙基地局長が議長を務める「多数者間調整委員会」は、パネルと實施機關との間の組織上の関係について定める設立規則を作成する(第8條1号c)。

ここにいうパネルは、宇宙基地運用及び利用の長期計画レベルの調整を行う責任を有するのである。最後に宇宙基地搭乗員に関して、宇宙基地に関する行動規範はNASAが作成する(第11條5項)と明記されている。

以上の規定内容と相互関連から、宇宙基地協定は實質的に三段階の合意から成り立っていることが分かる。第一段階は宇宙基地協定そのものであり、そこでは第1條に記されているとおり、長期的國際協力の仕組みが定められている。

第二段階はNASAと他の参加主体との間で締結される了解覚書である。これは通常二国間協定として締結されており、上位規範たる多数国間協定（宇宙基地協定）の具体化を図るものである。しかし1988年協定の特徴はこの了解覚書にある。

すなわち当該覚書は確かに一定の詳細な事項を規定しているが、例えば宇宙基地における行動規範を定めるのはNASAであり、また他の参加主体は相当の分野において責任を有するアメリカ合衆國に協力しなければならないことが規定されている。つまりより詳細かつ具体的規定内容はNASAを通じてアメリカ合衆國が實質的に定めることを他の参加主体が承認しているということである。この意味するところは、アメリカ合衆國という一國內の手續によって定立された法規範が、関係当事國の承認を受けているとはいえ、國際社會において國際法規範として受け入れられ、適用されるということである。

このことは、アメリカ合衆國以外の締約國は宇宙基地協定を國內法の手續上條約として成立させたが、中心たるアメリカ合衆國では議會に對する拘束力の弱い行政協定として成立させたこと(13)、及び、アメリカ合衆國は法律面でもリーダーシップをとり、宇宙基地全体にアメリカの法令を適用したいと考えて、連邦議會にたくさんの法案を提出していた(14)ことから充分推測できる。このアメリカ合衆國による法定立が第三段階に該当するのである。

(b) 1998年協定との主な相違点

1988年協定と1998年協定はともに、「國際法に従って平和目的のために常時有人の民生用國際宇宙基地の詳細設計、開發、運用及び利用を行うことに關する参加主体間の長期的な國際協力の枠組みを、眞の協力關係を基礎として、確立すること」（第1條1項）を目的としている点と同じである。それとともに、各所で「國際法に従って」（第2條、第14條）という文言を規定することで、宇宙基地制度独自の法体系よりも從來の國際法の一部として当該法制度を捉えるように示唆しているといえよう。

それとは逆に両協定の主な相違点は、第一に行動規範に関する規定、第二に刑事管轄権に関する規定、第三に知的所有権に関する規定、を上げることができよう。

まず第一の行動規範に關してであるが、1988年協定第11條2においては「宇宙基地搭乗員についての行動規範は、了解覺書に従い、全ての参加國が作成する。」と定められ、日米了解覺書ではNASAが宇宙基地に關する行動規範を作成すると規定されていた。これに對して1998年協定第11條では、「宇宙基地搭乗員についての行動規範は、全ての参加主体がそれぞれの内部手續及び了解覺書に従って作成し、及び承認する。」となっており、さらに1998年日米了解覺書(15)第11條8においては、「参加機關は、宇宙基地の行動規範を作成し、MCB〔多數者問調整委員會〕に對してその承認を得るために提出する。各参加機關は、宇宙基地搭乗員を提供する前に宇宙基地の行動規範を承認しなければならない。」と定め、旧規定の内容とは大きく異なっている。

次に第二の刑事管轄権についてであるが、1988年協定第22條1項は、「アメリカ合衆國、歐州参加國、日本國及びカナダは、第5條2の規定に従い、自國が提供する飛行要素について、及びいずれかの飛行要素上の人員であつて自國民である者について刑事裁判權を行使することができる。」と定めており、1998年協定第22條1項も「カナダ、歐州参加國、日本國、ロシア及びアメリカ合衆國は、いずれかの飛行要素上の人員であつて自國民である者について刑事裁判權を行使することができる。」と規定し、前者に比べて参加國の有する刑事裁判權の根據を明らかに「自國民」のみに一元化している。

また、1988年協定では同條2で次のように定めている。「アメリカ合衆國はさらに、有人本体に取り付けられた要素で、アメリカ合衆國以外の参加主体が提供するものの上で行われるアメリカ合衆國以外の國の國民による違法な行爲であつて、有人本体またはその搭乗員の安全を損なうものについて刑事裁判權を行使することができる。」

とし、アメリカ合衆國の權限の廣さを示しているが、1998年協定第22條2で

は次のように定めている。「自国民が容疑者である参加国は、軌道上の違法な行爲であって、(a)他の参加国の国民の生命もしくは安全に影響を及ぼすもの又は(b)他の参加国の飛行要素上で発生しもしくは当該飛行要素に損害を及ぼすものに係る事件において、影響を受けた参加国の要請により、当該影響を受けた参加国と訴追に対してそれぞれの国が有する關心について協議を行う。」と規定し、アメリカ合衆国の廣範な権限が削除されていることが分かる。

最後に第三の知的所有權に關してであるが、もともとこれは先願主義と先發明主義の問題でもあった。1988年協定では飛行要素に着目し、擬似領土性の原則を採用していた(16)。この点では1998年協定も第22條2で、「この條の規定に従うことを條件として、知的所有權に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。」と定め、ここでも擬似領土性の原則を採用している。この擬似領土性という考え方は、宇宙條約第6條、第8條といった「宇宙法諸條約の解釋から導き出される。」(17)という。しかしこれでも基本的には先願主義と先發明主義が亂立することになり、知的所有權に對する充分な保護を与えたとはいえないであろうが、一応の規準が確定したことによって、予測可能性が確保できたといえよう。それと同時に、アメリカ合衆國流の原則がここでも區分されてしまったことが注目に値するのである。

このように1998年協定も基本的には枠組條約たる新宇宙基地協定とそれに伴う了解書という段階的構造を有するものとなったが、1988年協定との決定的な相違は、少なくとも規定上はアメリカ合衆國の権限が大きく後退したことでありといえよう。

(2) 開放系モデルによる宇宙基地協定の検討

新旧宇宙基地協定を比較しその意味を検討する場合、通常の手法は各國代表

が集まった會議の審議過程を詳細かつ丹念に追うことで、確定された一つの條文の有する意味を探るというものであろう。しかし本稿の問題意識は、宇宙基地を地上の巨大最先端科學技術活動の一環と捉え、科學の制度化（体制化）という認識を基に、法分野における「開放系モデル」の応用を試みるものであり、さらにそこから宇宙法を含むところの國際法の基礎理論への還元を考察するものであるゆえに、従來の法解釋學中心の論述とは趣を異にすることになる。

（a）開放系モデル

先述した科學技術の体制化（制度化）という状態を吉岡教授は「科學技術の開放系モデル」で説明している。それによると、資源（resources）と情報（information）を「親機關」に投入（input）し、当該親機關内部で「情報生産」が「意思決定機關の制御」のもとに遂行され、その結果として廢棄物（waste）と新たに作られた情報が生み出され、一部の情報は親機關に再投入される。ここにいう資源とは「ヒト・モノ・カネ」であり、情報とは「科學技術」を意味する。親機關は「個々の官廳や企業など」であり、その中に「子機關」として特別な研究機關を有している(18)。

そしてこのモデルを擴張すると、「親機關集合体」としての國家の政治經濟体制の中に、「子機關集合体」としての科學技術体制が組み込まれる、という図式が成り立つのである。この図式に基づけば、「國家の軍事的・經濟的成長（しばしば國境外への地理的膨張をともなう）がつづくことが、その國において科學研究システムが繁榮しつつけるためのもっとも基本的な必要條件（十分條件ではない）であることがわかる」という(19)。

現代の科學技術が吉岡教授や廣重教授の指摘する制度化（体制化）にあるとすれば、宇宙科學技術もその例外であるはずがない。むしろ第二次大戰後、原子力分野を追いかける形で宇宙分野が意図的に制度化（体制化）されてきたことは明らかである(20)。アメリカ合衆國においてはNASA、日本においては

NASDAなどが親機関となり、子機関たる下部組織もしくは請負企業を組み込みながら一つの制度化（体制化）を計ってきたことについては説明を要しないであろう。

そうになると、個別國家單位の宇宙科學技術の制度化（体制化）については上記の開放系モデルが十分に当てはまり、それによって説明が成り立つ。では、宇宙空間という國境外に膨張した場所において、各國が競い合い、あるいは協力し合いながら進められている様々な宇宙活動に對しては、いかなる制度化（体制化）が生じているのであろうか。あるいは、そこには「齒止め」となるような役割を果たす存在があるのだろうか。ここに、一つの例としての宇宙基地協定の意味があるように思われる。

（b）宇宙基地協定の検討

現在の宇宙活動は、一見すると各國家の個別行爲に見えるものから、實際に科學技術の具体化たる「モノ」を國際協力の名のもとに集積・作成している宇宙基地（SpaceStation）までである。各國內で制度化（体制化）されている宇宙科學技術は、それが地球規模で運營されるときにも何らかの制度化（体制化）が現れるはずである。

宇宙活動に關してはいくつかの時代を経ながら、膨大な國內法・國際法（條約）などが作成されてきている(21)。これらひとつひとつは多少の異同はあっても、それぞれの制度化（体制化）を具体化し、固定化する役割の文脈で考えられるが、これらの中で特に重要な役割を果たしているのが、「宇宙條約」（1966年國連總會採擇）、「宇宙救助返還協定」（1967年國連總會採擇）、「宇宙損害責任條約」（1971年國連總會採擇）、「宇宙物休登録條約」（1979年國連總會採擇）、「月協定」（1979年國連總會採擇）といった一連の宇宙諸條約である。これらは諸國の宇宙開發競争と協力の中で必要とされた秩序確立のために作成されたものであった(22)。

それとともに注目すべきは本稿で取り上げている「宇宙基地協定」である。これは先述のとおり、アメリカ合衆国のReagan大統領（当時）の科学政策によって推し進められたものであり、その段階では軍事的政策の影響を多分に受けていたはずであったが、実際は「民生用」の宇宙基地として条約化された。特に民生用宇宙基地は、東西冷戦が終結し宇宙活動が市場経済活動の中に組み込まれた時期の象徴的出来事であったといえよう。これらを総合して先述の開放系モデルに当てはめて、宇宙基地協定の有する意味を明らかにできないだろうか。

そこで宇宙科学技術の制度化（体制化）において、「組織としての制度」と「メカニズムとしての制度」(23)とが「親機関」に相当すると考えられる。前者の例は、欧州気象衛星開発機構やESA、国際海事衛星機構など、実際に事務局や理事会を有する組織の下で意思決定を執行する制度である。後者の例は、宇宙基地制度や原子力事故通報制度のような、物理的組織を有せずに規定内容に基づく運用メカニズムを確立することで制度を構築するものである。中央集権化されていない国際社会では、この両者が一種の親機関としての役割を担っていると考えられる。

同時に当該親機関は意思決定による情報生産工程を調節するわけだが、宇宙活動分野においては未だその内部で直接的に情報生産を行うような国際的機関は見当たらず、そのような目的をもつ世界的規模の機関も見出し得ない。その意味では、先の開放系モデルは当てはまるとは言い難いことになる。

しかしここで宇宙分野の法の特徴である「法が現実に行先している」(24)ことの意味が重要になってくる。すなわち、宇宙活動に関して親機関は、投入された資源と情報をもって情報生産を行うのではなく、現実に先行する法を作ることで、その後の諸活動を規律することを役割としていると考えられる。

そうであるならば、当該モデルが示す「資源・情報のinput⇒情報生産⇒情報・廃棄物のoutput」(25)という関係を、「国益・理念のinput⇒法制度生産

⇒「一般的利益・理念及び廃棄物のoutput」と置き換えることも可能であり、当該モデルを用いても十分に説明ができるのではないだろうか。この場合、「法制度生産」は親機関内で行われるが、当該機関は国連であったり、E S Aのような地域的組織であったり、一部の宇宙活動先進国グループであったりする。

これを基に宇宙基地協定を再考してみると、当該協定は一定の宇宙活動先進国が集まり、「メカニズムとしての制度」を作成することで、宇宙基地内での刑事管轄権や知的所有権の取り扱い、提供物や搭乗員に対する管理・管轄権などを定め、下位法である二国間の了解覚書でアメリカ合衆国と他の参加主体との役割分担を定めている。

1988年協定の場合は、参加各国がそれぞれの国益や理念をinputしたが、それらが法制度生産工程たる参加国間の議論の中で中心となっているアメリカ合衆国の利益等に優先されてしまい、それが一般的利益・理念として極めて強く反映された内容を有することになったと理解できよう。それに對して1998年協定の場合は、アメリカに並ぶ宇宙大国たるロシアが参加したために、親機関としてのグループ内で1988年時とは異なる意思決定機関の制御が現れ、法制度生産にも影響し、一般的利益にも変化が生じたと考えられる。その結果が、刑事裁判権の根拠を「自国民」のみに限定したり、行動規範の作成者も参加機関となり、知的所有権問題もアメリカ流の考え方が制限されたという形で明確に現れているといえよう。ここで縮小されたアメリカ合衆国の権限や権利が、開放系モデルでいうところの廃棄物に該当するのである。

さらにこれらの内容は、宇宙基地協定締約国の話し合いのみから導き出されたものではなく、知的所有権における擬似領土性が先行する宇宙諸條約から導き出されたように、宇宙基地協定を生産する際には、その生産工程を規制するより基本となる大枠が存在し(26)、その枠からはみ出ることなしに法制度を生産しなければならない状態であると認識できるのである。

以上のように、宇宙基地協定も「国益・理念のinput⇒法制度生産⇒一般的利益・理念及び廃棄物のoutput」というモデルで理解できることが明らかと

なったのである。

(3) 国際法学の基礎理論に対する若干の影響

宇宙法が国際法の一部であるとする考え方にたてば、これまで述べてきた宇宙基地協定の有する意味は、国際法学にも學問上の影響を若干なりとも与えずにはいられないであろう。では国際法学のいかなる部分に影響を及ぼすのか。それは国際法と国内法との関係理論であると考えられる。

この兩法の関係は従来一元論・二元論として議論されてきた問題である(27)。しかしその一方で「實際的諸問題についての解答は、いずれの立場にたってもそれほど異ならない以上、二元論と一元論との對立は、法秩序の構造認識の問題であり、その限りで第三の道は存在しない。しかし原理的對立に容易は出口が見出されない以上、……論争の歴史的使命は終わったのかもしれない。」(28)と評されてもいる。

しかし宇宙分野においては「宇宙大國において、国内法として採用された規則が國際協力を通じて他國に伝播する可能性はある」(29)のであれば、加えて1988年宇宙基地協定のような三段階構造を有しつつ、アメリカ合衆國の国内法が國際場裏へ登場する構造が現れたことに鑑みれば、法秩序の構造認識を新たにしなければならない必要性が生じたともいえるのではないだろうか。

この現象を特殊な一時的な例とみなすならば、それほど大きな問題ではない。しかし当該法現象をマクドゥーガルの法政策學說 (Policy-Oriented Jurisprudence) (30)のように捉えるならば、「[國際法と国内法との關係に關する]傳統的學說が崩れて國際社會と國家社會、國際主義と國家主義、普遍主義と地域主義等々各々、二つの異質なものとして掲げ、いずれかの選擇を迫ったのに對し、……二者擇一が現實的に不可能であることを明示する」(31)一例として、そして「二元論でもなく、……一元論の説くピラミッド的關係で

もなく、「……一國の意思決定過程は他國の又は國際機關の意思決定過程に影響し、又、影響されて行く關係」(32)の例として考えられるかもしれない。彼は法形成過程を勢力形成過程 (power process) から孤立させないが、同時に「國際法が權力の横暴を抑制して來た事實も示唆し、ある法政策が眞に法であるためには、ヒューマン・ディグニティーを指標とした一般の期待に沿うものたるべき制約を負うと考えている」(33)のである。

ここにいう「一般の期待に沿う」とは宇宙基地制度においては何に該当するであろうか。投資対象・開發対象たる天体を含む宇宙空間は「人類の共同遺産 (財産)」であり、その利用は戦後の「國際の平和と安全の維持」に副う平和利用原則に則らなければならない。この点に、個別的な國家利益の程度の差はあろうが、一般の期待が存在すると考えられる。加えてアメリカ合衆國の唱導する理念—人權保障・自由など—が一般に受け入れられやすいことも、國家間の合意という形態を踏襲した宇宙基地協定 (制度) における三段階の構成を可能ならしめているといえよう。

國際社會の法構造に対する認識を、從來どおりとすれば、國際法と國內法との關係理論には何らの変化も見出しがたい。しかし、宇宙基地協定を基にして龍澤教授の指摘するような可能性を見出すとするならば、そこには法を國內外で區別するよりも内外共通の分野別區分が成立する可能性までも見出しえるのではないだろうか。これは宇宙のみならず、現在の電子マネーや電子商取引などの分野にも生じ得る問題であろう。しかし宇宙基地協定を素材とするならば、少なくとも、國際法を媒介にした國內法と國內法との効力關係という、従來の視点とは異なる問題意識が生まれ得るものと考えられるのである。

3. 今後の課題

これまでの論述から、宇宙基地協定を検討すると、開放系モデルを応用した「國益・理念のinput⇒法制度生産⇒一般的利益・理念及び廃棄物のoutput」というモデルで理解できることが明らかとなった。さらにここから、従來の國際法對國內法という認識を前提とした國際法學の基礎理論に對しても、國際法を媒介とした國內法對國內法という法構造の認識可能性も生まれてきた。その意味では、宇宙法を國際法の一部と把握し宇宙法、特に宇宙基地協定を研究することは宇宙分野の法研究にとどまらず國際法學全体に通用する研究に發展することを含んでいるのである。

それとともに、今回の考察は、結果としての條文と抽象的・一般的なモデルを用いたいわば靜態的考察であったが、当該モデルの各過程とマクドゥーガルの法政策學說における各キー・ワード (key words) と重なり合う点があるのか否か、あるいは何らかの關係を有しているのか否かといった点を、條約審議過程などの資料をもとに動態的に考察することが必要になっている。それによって、この問題がより一層立体的に浮かび上がり、理論と現實の融合の可能性を探ることができるものと思われる。

以上の成果と問題点を宇宙基地協定はわれわれに提示したのである。

<註>

(1) Bin Cheng, *Studies of International Space Law* (Oxford, 1997), p.383. 但し「今の状態で存在する限りは (as it now exists)」(p.383.) と限定している。

G.H.Reynolds and R.P.Merges, *Outer Space - Problems of Law and Policy* - (Westview, 1997), p.25. ここでは「宇宙空間における國家の諸活動は、國際公法によって統制される。」と述べられている。

(2) 龍澤邦彦『宇宙法システム—宇宙開発のための法制度—』(丸善プラネット、2000年)、pp.7~15. ここでは、「宇宙法は國際法および國內法をも含んだ、宇宙活動を規律する transnational かつ機能的な法となりつつあるが、その最も重要かつ基本的な部分は、國際法の特種な一分野を構成している。」(p.8.) と指摘しつつも、安易なアナロジーに對して注意が向けられている (p.10.)。ボガート『國際宇宙法』栗林忠男監譯(信山社、1993年)、pp.4~7. Cf., E.R.C.van Bogaert, *Aspects of Space Law* (Kluwer, 1986).

(3) 正式名称は“Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies,”(月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を律する原則に関する條約) という。I.Brownlie, ed., *Basic documents in International Law*, 3d ed. (Oxford, 1985), pp.204~211

(4) 廣重徹『科學の社會史—近代日本の科學体制—』(中央公論社、1990年)及び、吉岡齊『科學文明の暴走過程』(海鳴社、1991年)、參照。

(5) 吉岡、同書、p.10.

(6) 正式名称は“Agreement among the Government of Canada, Government of Japan, Government of Member States of the European Space Agency, and the Government of the United States of America on Cooperation in the Detail Design, Development, Operation and Utilization of the Permanently

Manned Civil Space Station”（常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府間の協定）といい、1988年9月29日にワシントンで調印、日本については1992年1月30日に発効。Cf., D.G.Dallmeyer and K.Tsipis, ed., *Heaven and Earth: Civilian Uses of Near-Earth Space* (Martinus Nijhoff, 1997), pp.50~52, pp.97~98, pp.256~260.

(7)正式名称は“Agreement among the Government of Canada, Government of Member States of the European Space Agency, the Government of Japan, the Government of the Russian Federation, and the Government of the United States of America concerning Cooperation on the Civil International Space Station”

（民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定）といい、1998年1月29日にワシントンで作成されたが未発効である。日本については1998年4月24日国会承認、同年11月17日内閣受諾決定、同日受諾文書寄託。

(8)龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』（興仁舎、1993年）、pp.15~19.

(9)龍澤、前掲『宇宙法システム』、p.159. なお、1998年協定についての詳細な分析は、次の文献を参照のこと。龍澤邦彦「第8章国際宇宙基地協定」国際法學會編『陸・空・宇宙』日本と国際法の100年第2巻（三省堂、2001年）、pp.215~242.

(10)1988年協定の特徴については次を参照。齋藤洋「多数国間条約としての宇宙基地協定に関する一考察－国際法と国内法との関係性に関する問題をめぐって－」平成国際大學法政學會『平成法政研究』第1巻第1号（1996年12月1日）所収、pp.30~35.

(11)正式名称は“Convention on Registration of Objects Launched into Outer

Space”（宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約）といい、

1974年11月12日國連第29回總會で採擇、1976年9月15日發効、日本については1983年6月20日に發効。

(12)正式名称は“Memorandum of Understanding between the Government of Japan and the United States National Aeronautics and Space Administration on Cooperation in the Detail Design, Development, Operation and Utilization of the Permanently Manned Civil Space Station”（常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開發、運用及び利用における協力に關する日本政府とアメリカ合衆國政府航空宇宙局との間の了解覺書）といい、1989年3月14日に署名・發効。この了解覺書は、1988年協定の締結に伴って參加各國がアメリカと締結したものの一つであるが、日本の締結が遅れたのは國內法上の問題による。

(13)龍澤、前掲『宇宙法上の國際協力と商業化』、pp.53～55.

(14)山本草ニ「宇宙開發をめぐる國際法と國內法」大東文化大學法學會『大東法學』第15号（1988年3月）所收、p.219. U.S.Government Printing Office, United States Code, Supplement V, vol.5, 1988 ed. (Washington, 1994), pp.1467～1468. United States Code, Title 35 - Patents - の第10章に Section 105. Inventions in outer space が追加され、宇宙空間における知的所有權の保護にも力を入れているのである。法改正の経緯については次を参照。U.S. Senate Report, 101st Congress, 2d Session - Inventions in Outer Space -, pp.1～9. 邦語の文獻としては次が詳しい。龍澤邦彦「宇宙商業化に於ける非政府団体の法的規制」宇宙開發利用制度研究會『宇宙と法』宇宙開發利用制度研究會報告撰集（CSPジャパン、1990年）、pp.51～59.

(15)正式名称は「民生用國際宇宙基地のための協力に關する日本國政府とアメリカ合衆國航空宇宙局との間の了解覺書」といい、1988年2月24日に署名、發効。以下出典、中央學院大學地方自治研究センター編『原典宇宙法』龍澤邦彦監修（丸善プラネット、1999年）、pp.799～839.

(16)龍澤、前掲「第8章宇宙基地協定」、pp.226～228.

(17)龍澤、同書、p.227.

(18)吉岡、前掲『科學文明の暴走過程』、pp.19～20.

(19)吉岡、同書、pp.22～23.

(20)ディクソン『戦後アメリカと科学政策—科学超大国の政治構造—』里深文彦監譯（同文館、1988年）、特に第1章、第3章、第4章を参照のこと。また、廣瀬隆『アメリカの巨大軍需産業』（集英社、2001年）も併せて参照。

(21)時代ごとの国内法・条約その他の法文書については下記に詳細に掲載されているので参照のこと。中央学院大学地方自治研究センター編『原典宇宙法』龍澤邦彦監修（丸善プラネット、1999年）。

(22)龍澤、前掲『宇宙法システム』、p.5.

(23)龍澤、前掲『宇宙法上の国際協力と商業化』において、「メカニズムとしての制度」は第2章を、「組織としての制度」は第3章を参照のこと。

(24)龍澤、前掲『宇宙法システム』、vii（第二版自序）。ここで龍澤教授は「宇宙法は、……法が現実に行先している極めて珍しい分野である。」と指摘している。

(25)吉岡、前掲『科学文明の暴走過程』、pp.20～21, p.26.

(26)ここにいう大枠とは、例えば第二次大戦後の侵略戦争違法観や人権保障といったメルクマールであると考えられる。これらについては以下参照。大沼保昭『戦争責任序説』（東大出版会、1975年）、同『東京裁判から戦後責任の思想へ』（東信堂、1997年）、田畑茂二郎『国際法親講 [上・下]』（東信堂、1999年）、芹田健太郎『普遍的国際社会の成立と国際法』（有斐閣、1996年）、Tomuschat, "The Growing Complexity of the International Legal Order," *Academie de Droit International, Recueil des Cours*, tome 281 Martinus Nijhoff, 1999), pp.56～90. R.J.Beck, A.C.Arend, R.D.Vander Lugt, *International Rules — Approaches from International Law and International Relations —* (Oxford, 1996) .

(27)H.Triepel, "Les rapports entre le droit interne et le droit international," *Recueil des Cours* (1923), pp.92～105. アンチロッチ『国際法の基礎理論』—又正雄譯（巖松堂書店、1942年）、pp.69～70. 最近は義務の抵触の調整という観点から「等位理論」という考え方が生じている。野澤基恭「慣習国際法の国内的適用について」憲法學會『憲法研究』第33

号(1999年5月30日)所収、pp.107~118. 参照。

(28)田中忠「国際法と国内法の関係をめぐる諸學説とその理論的基盤」廣部和也・田中忠編集代表『国際法と国内法—国際公益の展開—』山本草ニ先生還曆記念(勁草書房、1991年)、p.49.

(29)龍澤、前掲『宇宙法システム』、p.9.

(30)大内和臣「マクドゥーガルの法政策學説—Policy-Oriented Jurisprudence—の概要とその諸批判の妥当性」國際法學會『國際法外交雜誌』第64卷第6号(1966年)所収、pp.120~140. 同「マクドゥーガルの國際法方法論とその問題点」國際法學會『國際法外交雜誌』第73卷第2号(1974年)所収、pp.58~98.

(31)大内、前掲「マクドゥーガルの法政策學説」、p.128.

(32)大内、同論文、pp.127~128.

(33)大内、前掲「マクドゥーガルの國際法方法論とその問題点」、p.97.

(完)

Consideration on the Convention of Space Station as Law-Making Process among Nations

Saito, Hiroshi J.D., Associate Professor,
Faculty of Law, Heisei International University, Japan

This Article examines a structure of two Conventions of Space Station, compares 1988 Convention and 1998 Convention, and tries to apply “model” to it.

The structure of 1988 Convention shows us three phases: the Convention as a framework, the bilateral memorandum of understanding and the legislation by domestic process of United States. There were many advantageous provisions for United States. In 1998 Convention, however, those provisions are dampened and provisions become impartial, for example, the criminal jurisdiction, the right of intellectual property and the codes of conducts in Space Station.

On the other hand, we sets the “model” up, that is “input of national benefits and ideas ⇒ process of law-making ⇒ output of common benefits, universal ideas and wastes.” In the case of applying this “model” to 1988 and 1998 Conventions, we are convinced of enough possibility to understand and explain the legal system of Space Station by this “model.”

This result awakes us that study of legal system of Space Station according to the “model” influences the fundamental theory of International Law Study: the relation between international law and domestic law. This “model” has possibility to change the theory of relation between from “international law and domestic law” to “domestic law and domestic law through international

legal system.”

In the end, we should reconsider on “policy-oriented jurisprudence” by professor McDougal to use his key words for explanation of concepts in the “model,” because his theory contains important suggestions to the study of law-making process and legal system for outer space activities in the near future.